

[事案 2020-336] 通院給付金支払請求

・令和3年8月31日 裁定終了

<事案の概要>

整骨院への通院に対する通院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

足首をひねり左足関節外果骨折の受傷をし、整形外科および整骨院に通院したため、平成19年6月に契約した医療保険にもとづき通院給付金を請求したところ、整形外科への通院32日分は支払われたが、整骨院への通院には60日分のうち、1日分しか支払われなかった。しかし、以下の理由により、残り59日分の整骨院への通院に対しても給付金を支払ってほしい。

- (1) 受傷後、保険会社に対し、整形外科と整骨院の2か所に通院していることを伝えており、保険会社は2か所に通っていることを知っている。整骨院への通院は医師の指示によるものでないとして通院給付金を支払わないのであれば、整形外科の了解を得て整骨院に通っているかどうかの確認をすべきである。
- (2) 約款には、整形外科および整骨院の2か所への通院の場合、整形外科の了解を得ることが必要だという記載がない。
- (3) 約款に医師の判断とあるが、素人であれば整骨院も医師と考えるので、保険会社の説明が不足している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 接骨院・整骨院での施術は、約款の「通院」に該当しない。
- (2) 本件のような骨折に対する施術の場合、①医師の指示があり、適切な治療の一環であることが確認されたとき、または②応急手当をしたときに限り、運用上、整骨院への通院の必要性が認められるとして通院給付金を支払っている。
- (3) 本件の整骨院への通院については、医師の指示もなく、整骨院への通院治療の必要性は認められないが、受傷当日の通院については、「応急手当をしたとき」に該当するものとして、通院給付金を支払った。
- (4) 当社では、整骨院を受診したことは聞いたものの、整形外科への通院開始後もこれと並行して整骨院で施術を受けていることは知らなかった。仮に知っていたとしても、保険会社が整形外科の了解を得て整骨院に通っているかどうかの確認義務を負うことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、事故発生時およびその後の通院治療の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、整骨院への通院は約款に定める通院には該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。